

## 年に1回 「健康診査」を受けましょう

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ健康診査の受診票を送付しますので受診をお願いします。  
 ※5月以降に加入する人には誕生日に受診票を送付します

※長期入院者など一部の人は対象となりません

### 〈注意事項〉

○健康診査実施医療機関に電話などで予約の上、受診してください

○受診の際は「被保険者証」、「受診票」、「自己負担金500円」を持参してください

☎福岡県後期高齢者医療広域連合  
 ☎092-651-3111 ☎092-651-3901

☎HP <http://www.fukuoka-kouki.jp/>

## ご存じですか？ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、住民の皆さんの身近な相談相手として、さまざまな機関と連携して必要な支援を行っています。

### 〈活動例〉

[相談] 住民が抱える問題について、親身になって相談に乗ります

[情報提供] 社会福祉の制度やサービスについて、住民に情報を提供します

※5月12日(火)の「民生委員・児童委員の日」から1週間、各地でPR活動が行われます

※民生委員制度は、100年以上の歴史と実績を有する制度です

☎福祉総務課

☎092-643-3243 ☎092-643-3245

## 自動車税(種別割)の納期限は 6月1日(月)です

自動車税(種別割)は、県税事務所、郵便局、金融機関などで納付できます。コンビニエンスストアでは土曜、日曜、夜間でも納付が可能です。また、インターネットを利用したクレジットカードによる納付やスマホアプリを利用した納付方法もあります。詳しくはご自宅に届く納税通知書や同封のチラシをご覧ください。必ず納期限までに納付をお済ませください。

☎最寄りの県税事務所または税務課  
 ☎092-643-3067 ☎092-643-3051

## 改正動物愛護管理法が 6月1日に施行されます

改正法では、動物の不適切な取り扱いへの対応が強化されました。ペットの飼い主は、適切な飼育を心掛けましょう。

### 【主な改正内容】

- ①ペットの飼い主が順守すべき責務規定の明確化
- ②動物虐待などに対する罰則の強化
- ③愛玩目的での特定動物の飼養禁止

※詳しくは県ホームページをご覧ください  
 ☎生活衛生課

☎092-643-3281 ☎092-643-3282

## 「スマホで防犯」しませんか？

県警察の防犯アプリ「みまもっち」で犯罪発生情報や防犯ポイントをチェックして防犯意識をアップデートしましょう。

### 【主な機能】

- ①現在地周辺の事件・不審者情報のお知らせ
- ②防犯ブザー機能(110番通報もできます)

防犯動画やクイズを通じて防犯のポイントを学んだり、使用頻度に応じて仮想警察官を育成したりして楽しむこともできます。

☎県警察本部生活安全総務課

☎092-641-4141 ☎092-643-2163

☎HP <https://www.police.pref.fukuoka.jp>

## 「ふくおか県政出前講座」を 活用しませんか？

県では、県職員が県民の皆さんのところへ伺い、県の取り組みなどをご説明する「ふくおか県政出前講座」を実施しています。

〈テーマメニュー数〉186テーマ

〈対象〉おおむね20人以上の県民の皆さんが実施する集会など

〈時間〉10時～20時の間

※ただし年末年始を除く

〈経費〉講師派遣の費用は無料

〈会場〉申込者でご用意ください

※会場は県内に限ります

※申込方法など詳しくは11ページをご覧ください

☎県民情報広報課

☎092-643-3103 ☎092-643-3107

## 小児・AYA世代がん患者 在宅療養生活支援事業

小児・AYA(思春期・若年成人)世代のがん患者さんが、住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるよう、一部市町村において、在宅介護サービスに係る利用料を助成しています。詳しくは県ホームページをご覧ください。

〈対象〉40歳未満のがん患者

〈対象サービス〉①訪問介護

②福祉用具の貸与・購入

※サービス費用(利用上限額6万円/月)の1割は自己負担となります

☎がん感染症疾病対策課

☎092-643-3317 ☎092-643-3331

## カネミ油症患者の皆さんへ

### 健康実態調査

県から調査に関する通知が届いていないカネミ油症認定患者で、調査にご協力いただける人はご連絡ください。調査にご協力いただくと、国から健康調査支援金が支給されます。

### 同居家族の認定申請

カネミ油症認定患者の油症発生当時の同居家族の人で、一定の基準を満たす場合、カネミ油症患者として認定の対象となります。

※申請は、随時受け付けています

☎生活衛生課

☎092-643-3280 ☎092-643-3282

## マイナンバーカードの申請は お早めに！

令和2年9月から、キャッシュレス決済サービスでの買い物などで活用できる「マイナポイント」の利用が始まります。キャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をすると、1人当たり最大5000円分のマイナポイントがもらえます。

ポイントの利用時期が近付くと、マイナンバーカードの交付申請が混み合い、申請から交付まで通常(1カ月)よりも時間を要することが見込まれます。早めの取得をお願いします。

### マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

平日:9時30分～20時

土日祝:9時30分～17時30分

☎情報政策課

☎092-643-3229 ☎092-643-3121

☎HP <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>